

(輸入許可前引取りの承認を受けることを条件として承認を受けられる貨物の範囲)

- 8 の 2—8 令第 28 条ただし書に規定する関税法第 73 条第 1 項に規定する税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、法第 8 条の 2 第 1 項に規定する特惠受益国又は同条第 3 項に規定する特別特惠受益国を原産地とする物品（ただし、法第 8 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により政令をもって特惠関税の適用が停止された物品を除く。）とする。